

山崎診療所だより 平成29年12月号

山崎診療所のPT真鍋です。

秋も深まり日中の気温差が大きくなってきましたが、外来の患者様の中にも体調を崩す方が増えてきました。アクティブの新人療法士さん達は診療所での外来リハビリに慣れてきており、以前より評価・分析等が出来るようになってきています。

最近、近隣の地域医療支援病院からの紹介で膝・腰の術後の患者様のリハビリ依頼が多くなっていますので、アクティブの新人療法士さん達にも術後で急性期～回復期の患者様のリハビリに取り組んでいただきます。

10月の選挙も終わり現政権の存続が決まり、平成30年度の診療報酬&介護報酬 同時改定に向けた審議もこれから本格化してきます。

医療機関における要介護被保険者等に対する維持期・生活期のリハビリテーション(※1)が平成30年3月31日で終了となることに対して、山崎診療所ではアクティブと連携して訪問リハビリや通所リハビリにて対応する準備をしています。ただ、全体的には医療保険から介護保険へのリハビリテーションの移行が円滑には推進されていないようなので、平成31年3月31日まで延長してはどうかという意見も出てきています。

具体的な案が、平成29年12月～平成30年1月にかけて出てきますので、次回のメルマガで紹介させていただきます。

※1【維持期・生活期のリハビリテーション】

平成18年に疾患別リハビリテーション料が創設されて以降、対象疾患別に標準的算定日数が設けられた。標準的算定日数上限の除外対象疾患以外で、要介護被保険者等に対して標準的算定日数を超過してリハビリテーション(維持期・生活期のリハビリテーション)を提供する場合については、原則として平成29年度末までに介護保険に移行することとされている。

【 参考資料 】

中央社会保険医療協議会 総会 議事次第

◆診療◆ 個別事項その1「疾患別リハビリ」(2017.09.13)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000176902.html>

◆診療◆ 個別事項その5「医科リハビリテーション」(2017.10.25)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000182077.pdf>

平成30年度 診療報酬&介護報酬 同時改定のスケジュール

◆診療報酬改定◆

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①改定率決定(政治主導) | : 平成29年12月下旬 |
| ②諮問、現時点の骨子(議論の整理) | : 平成30年1月中旬 |
| ③個別改定項目案の公表(点数なし) | : 平成30年1月下旬 |
| ④個別改定項目案の決定(答申:点数あり) | : 平成30年2月上旬 |
| ⑤点数算定の要件など公表(官報告示) | : 平成30年3月上旬 |
| ⑥厚労省疑義解釈及び各団体Q&A | : 平成30年3月下旬 |

◆介護報酬改定◆

- | | |
|------------------|---------------|
| ①改定率決定(政治主導) | : 平成29年12月下旬 |
| ②諮問～答申 | : 平成30年1月中旬以降 |
| ③単位や要件など公表(官報告示) | : 平成30年3月上旬 |
| ④厚労省改定Q&A | : 平成30年3月下旬 |